

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	【告示】		○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定	障害福祉課
		担当課（室）	〃		○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止	〃
			〃		○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止	〃
			〃		○ 土地改良事業の施行認可	耕地課
			〃		○ 漁船保険付保義務の消滅	水産課
			〃		○ 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更	会計課
			【公告】		○ 道路の位置の指定	建築指導課
		目次				
		担当課（室）				

◎岡山県告示第五百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年十月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
ふじ薬局備前店	備前市伊部1259-2	H28. 8. 1
きたぞの薬局東一宮店	津山市東一宮55-5	H28. 9. 1
社会医療法人清風会津山ファミリークリニック	津山市高野本郷1279-28	H28.10. 1

◎岡山県告示第五百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成二十八年十月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
ふじ薬局備前店	備前市伊部 1 2 5 9 - 2	H28. 7. 31
山本薬局	真庭市下市瀬 1 2 7 7 - 1	H28. 9. 1
フアーマシーさくら薬局	津山市津山口 3 2 9 - 6	H28. 8. 31
瀬戸内市立瀬戸内市民病院附属牛窓診療所	瀬戸内市牛窓町牛窓 4 4 4 8	H28. 3. 31
社会医療法人清風会津山ファミリークリニック	津山市田町 8 6	H28. 9. 30

◎岡山県告示第五百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十八年十月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	株式会社フジフアーマシー	兵庫県赤穂市尾崎3158-6	ふじ薬局備前店	備前市伊部1259-2	H28.7.31
介護予防事業者	株式会社フジフアーマシー	兵庫県赤穂市尾崎3158-6	ふじ薬局備前店	備前市伊部1259-2	H28.7.31
居宅介護事業者	山本 直樹	真庭市下市瀬1118-13	山本薬局	真庭市下市瀬1277-1	H28.9.1
介護予防事業者	山本 直樹	真庭市下市瀬1118-13	山本薬局	真庭市下市瀬1277-1	H28.9.1

◎岡山県告示第五百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成二十八年十月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

西七区4号

かんがい排水

東畦18樋門

〃

錦東上樋門

〃

錦中川樋門

〃

錦六区悪水縦5樋門

〃

錦六区横6樋門

〃

鞆津川丘二北高低樋門

〃

西七区支線102号

〃

西七区支線116号

〃

北七区支線66号

〃

北七区12条2

〃

宗津川沖1西樋門

〃

常川西樋門

〃

三 認可年月日

平成二十八年十月四日

◎岡山県告示第五百三十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成二十四年岡山県告示第六百三号（九幡加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十八年九月二十日限り、消滅した。

平成二十八年十月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 九幡加入区

◎岡山県告示第五百三十七号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、平成二十八年十月十一日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

平成二十八年十月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	名称及び代表者の氏名	変更後の売りさばき場所
	加賀郡吉備中央町円城五七八ー一	岡山市農業協同組合 加茂川支所 支所長 秋山 雅紀	加賀郡吉備中央町円城五七八ー一

〔四三五〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇一〇号 平成二十八年十月 三日		浅口市鴨方町鴨方字蛇之坪通一五四 九番一	五・〇〇	一〇一・〇 七